

静岡県告示第177号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき告示する。

令和元年7月26日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
タップ株式会社	袋井市中新田35番地	放課後等デイサービスひまわり島田初倉校	島田市船木2381-3	令和元年7月1日	放課後等デイサービス	特定なし